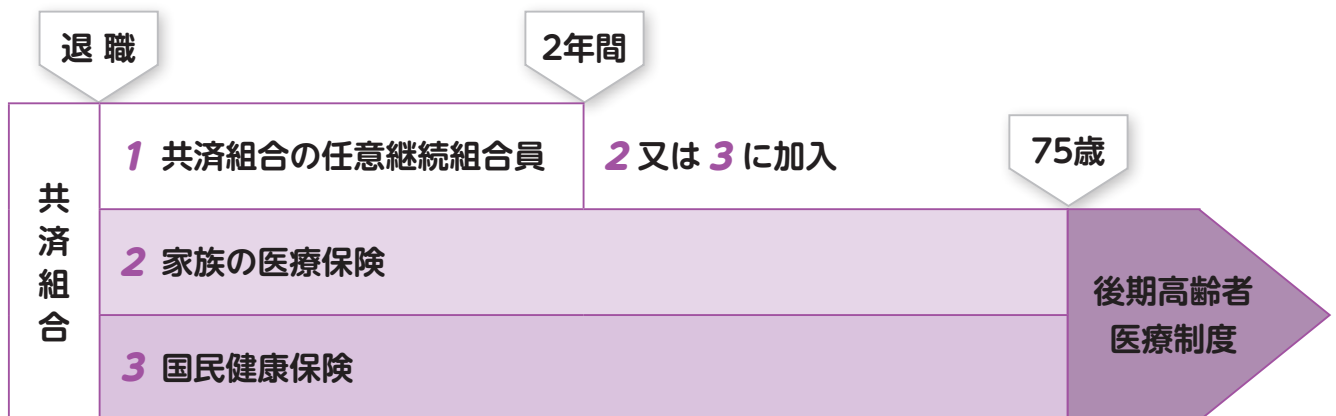


# 退職予定の組合員の皆さんへ

## 退職を控え、次の医療保険制度への切り替え準備は大丈夫ですか？

**再就職する場合** → 再就職先に医療保険制度があるかどうかをまず確認しましょう。

**再就職しない場合** → 退職後の医療保険は、1～3の「3つの選択肢」になります。加入する制度により、支払う保険料等が大きく変わる可能性があるため、事前に加入条件、注意点などをよく確認しておきましょう。



### 1 共済組合の任意継続組合員

共済組合の任意継続とは、希望すれば退職後も引き続き退職前に加入していた共済組合に「任意継続組合員」として加入し続けられる制度です。ただし、加入できるのは2年間です。

それでは「退職前」と「任意継続」とで違ってくる点は…？ それは保険料の求め方！ 在職中は保険料を所属所（事業主）が半分負担してくれていましたが、任意継続ではすべて自分で負担することになりますので、在職中より保険料が多くなります。ただし3の「国民健康保険」に加入するよりも保険料が抑えられることも少なくありません。

### 2 家族の医療保険

家族（配偶者や子ども等）が勤務先の医療保険に加入している場合、「その被扶養者となる」という選択肢もあります。扶養に入ることができれば、自身の保険料はかからないという利点はありますが…被扶養者になるにはいくつかの要件をすべて満たす必要があります。

これらの要件は加入する医療保険組合などにより異なるので、退職前の早い段階で家族に加入要件を確認してもらいましょう。

### 3 国民健康保険

上記の医療保険に入らない人が加入します。その保険料は、前年の所得に保険料率を掛けて求める「所得割」と、1世帯あたりの加入者数から求める「均等割」、世帯ごとにかかる「平等割」の合計額となります。世帯の家族が増えるほど保険料も増える仕組みです。詳しくは居住地の市町村役場で確認しましょう。



退職間近で慌てないように、「退職」が見えてきた「今！」きっちり決めましょう！

# 退職予定の組合員の皆さんへ

任意継続  
組合員の方も

年利 **1.00%**!!  
(令和3年1月1日現在)

「組合員貯金」に  
加入できます!

※貯金利率は、金融情勢及び運用状況により適宜見直しを行います。



利率が高く、とってもお得です!

払戻しが月2回できて便利です!

在職中に組合員貯金に…  
**加入している**  
**加入していない**

退職後に任意継続組合員になる場合…

→ **継続して加入が可能**  
→ **新規で加入が可能**

## ●在職中に組合員貯金に加入をされていた方

**継続加入**……………退職後20日以内に「任意継続組合員貯金申込書」を本組合に提出してください。

※退職後においても貯金加入を希望される方は、必ず事前に共済事務担当課へお申し出ください。

## ●新規に組合員貯金に加入される方

**新規加入**……………加入しようとする月の前月27日までに「任意継続組合員貯金申込書」を本組合に提出してください。

退職金を預けることも可能です。  
退職予定の皆さん! 任意継続組合員になる際は、  
組合員貯金のご加入をお勧めいたします!!



※組合員貯金は、預金保険制度における金融機関に該当しないことから、貯金者と共済組合との間にペイオフは適用されません。

## 「組合員貯金」を解約される方はこちら

在職中に組合員貯金に加入されていた方が、次のいずれかの場合、組合員貯金の解約手続きが必要です。

- ① 退職後、任意継続組合員にならない場合
- ② 任意継続組合員になるが、組合員貯金を継続しない場合

解約については、必ず事前に共済事務担当課へお申し出くださいますようお願いいたします。

## 組合員貸付をご利用中の方へ

～貸付未償還金を「**全額償還**」していただきます～

退職時に、貸付未償還残高がある方は、  
**退職後ただちに、**  
**“全額償還”してください!**



### ● 全額償還の方法は次の2通りです。

- ① **退職手当の支給額から控除して償還する。**
- ② 退職日までに**金融機関からの振込みにより償還する。**

※償還される際には、共済事務担当課まで早めに連絡していただき、償還金額等をご確認ください。

※本組合への入金(償還)が退職月の翌月以降になる場合は、1ヵ月単位で経過利息が加算されますのでご注意ください。

※引き続き再任用等により勤務(公務員)を続ける場合でも、退職手当等の支給があれば全額償還していただきます。

## 退職後、ご注意ください! ～氏名、住所等の変更について～

市町村役場等を退職(組合員の資格を喪失した)後、住所又は氏名を変更された場合は本組合へ連絡いただき所定の手続きをお願いします。

この手続きを行わないと、**年金請求書を送付できない可能性があります**のでご注意ください。

# 地共済年金情報Webサイトをご利用ください



地共済年金情報Webサイトでは、組合員の皆さんそれぞれの公務員共済期間に係る以下の内容について閲覧することができます。ただし、すでに老齢又は退職の年金を受給されている方、及び老齢厚生(退職共済)年金の支給開始年齢に到達されている方はご利用いただけません。

### 閲覧できる内容

- ① 年金加入履歴・加入期間
- ② 保険料納付済額
- ③ 標準報酬月額等
- ④ 年金見込額<sup>(※1)</sup>
- ⑤ 給付算定基礎額残高履歴

### 利用できる方

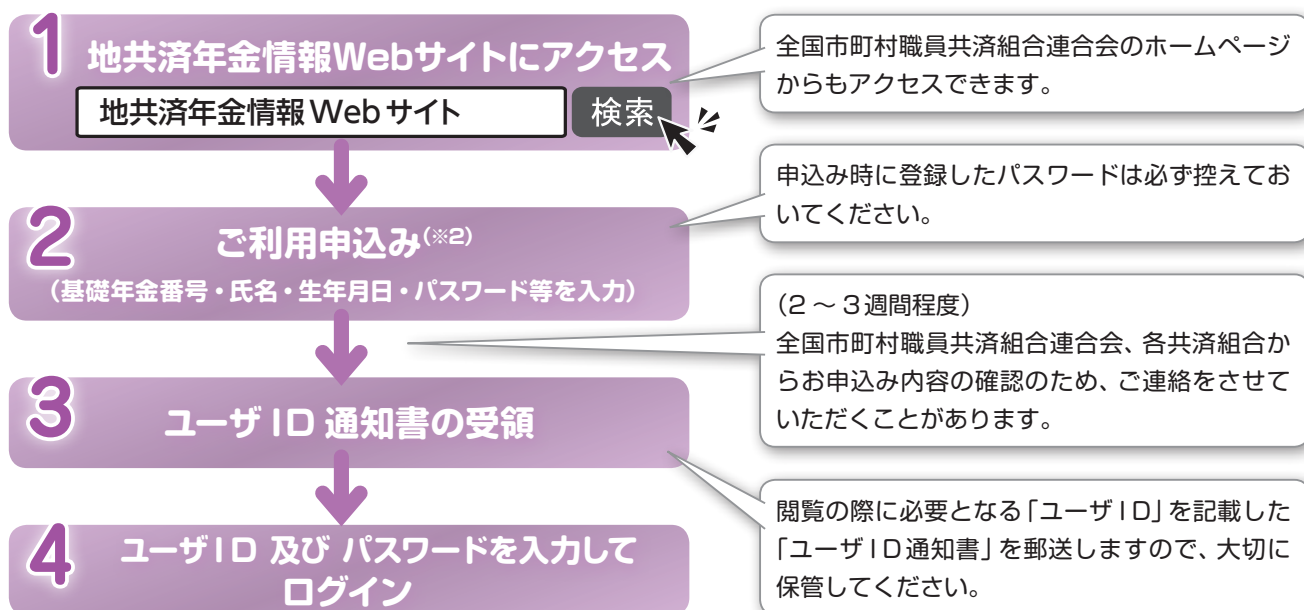
- ① 組合員
- ② 組合員であった方

### ご利用時間

24時間365日  
(サーバーのメンテナンス時を除く。)

(※1) 年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

## ご利用手順



(※2) 住所や名前を変更された方は、各共済組合に異動の届出をされてから申込みをしていただきますようお願いいたします。

相談窓口 (Webサイト用) 全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課

☎ 03-5210-4607 (9時～17時 (土・日・祝日を除く))

注) 本サイトは平成28年3月にリニューアルしており、リニューアル前のサイトに登録いただいたユーザID及びパスワードは使用できません。